

5 屋外広告物の出せるところ（許可区域）

以下の地域や場所（禁止区域及び禁止物件（2ページ参照）を除く。）を許可区域といいます。

- 都内の特別区、市及び町の区域
- 自然公園法で指定された国立公園（3か所）、国定公園（1か所）及び都立自然公園（6か所）
- 景観計画の区域のうち、知事の指定する区域

(1) 許 可 に つ い て

許可区域に広告物等を出す場合は、原則として許可が必要となります。

なお、2ページの表の「主な適用除外広告物」のうち「許可が不要な広告物等」に当てはまるものについては許可を要しません。

(2) 許 可 の 申 請 窓 口

許可を受けるためには、広告物等を出す場所や広告物等の種類により以下の窓口で許可申請書類を提出する必要があります（窓口一覧表詳細は、96ページ及び97ページ）。

なお、八王子市は平成27年4月から中核市となったため、八王子市内では、八王子市屋外広告物条例に基づく手続が必要となります。また、町田市は令和6年10月1日から景観行政団体として独自の条例を施行したため、町田市内では、町田市屋外広告物条例に基づく手続が必要となります。詳細は下記窓口にお問い合わせください。

表示・掲出する場所	表示・掲出するもの	取 扱 窓 口
23 区 内	許可が必要な全ての広告物等	区の屋外広告物担当
島しょ地区内	許可が必要な全ての広告物等	支庁の屋外広告物担当
市(八王子市、町田市を除く。)及び瑞穂町の区域内	①電柱利用の広告物等 ②標識利用の広告物等 ③車体利用の広告物等 ④表示・設置届が必要な場合	多摩建築指導事務所管理課
	①～④以外の広告物	市・瑞穂町の屋外広告物担当
多摩地区の町村の区域内 (瑞穂町を除く。)	許可が必要な全ての広告物等	多摩建築指導事務所管理課
八王子市	八王子市屋外広告物条例による	八王子市まちなみ整備部 まちなみ景観課
町田市	町田市屋外広告物条例による	町田市都市づくり部 地区街づくり課

(3) その他の確認・許可

広告物等の許可のほか、次のような場合は、それぞれ決められた手続をしてください。

① 広告塔・広告板などの高さが4メートルを超える場合の申請窓口

建築基準法に基づく工作物の確認が必要となります。	区 部 —— 区の建築担当課 多摩地区 —— 多摩建築指導事務所の建築指導担当課で受け付けます。ただし、<u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市及び西東京市</u>については市の建築指導担当課で受け付けますので、御注意ください。 島しょ —— 支庁の土木課
---------------------------------	--

② 広告物等を道路上（上空を含みます。）に掲出する場合の申請窓口

道路法に基づく道路占用の許可が必要となります。	国 道 { 23 区 ----- 東京国道事務所 市 町 村 ----- 相武国道事務所 都 道 { 区市町村 ----- 建設事務所 島 しょ ----- 支庁の土木課 区・市・町・村道 ----- それぞれの道路管理課
道路交通法に基づく道路使用許可が必要となります。	広告物等を掲出しようとする場所の所轄の警察署

③ 地区計画等の都市計画区域内に掲示する場合の申請等窓口

地区計画区域内では、都市計画法に基づく工作物の届出が必要になります。^{※1}	区 部 ----- 区の都市計画担当課 多摩地区 ----- 市・町の都市計画担当課
都市開発諸制度の基準等^{※2}に基づき、工作物について協議、申請が必要になります。	区 部 ----- 区の都市計画担当課 多摩地区 ----- 市・町の都市計画担当課

※1 都市計画法第58条の2（建築等の届出等）に基づき、工作物についても都市計画法施行令第38条の5第2号ロに掲げるもの以外のものは、届出が必要になります。

※2 特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の4制度について、東京都特定街区運用基準、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準、東京都総合設計許可要綱及び実施細目の運用基準等があります。

6 許可申請の手続

※電子申請については 41 ページの「東京都屋外広告物管理システム」を参照してください。

(1) 新規及び変更の場合

広告物等の表示又は設置（以下「表示等」という。）をする場所を所管する屋外広告物取扱窓口へ関係書類**各 2 通**を提出し、許可を受けてから着工してください。

なお、申請する際には所定の許可申請手数料を納付してください（43 ページ参照）。

- ① **許可申請書**（様式が定められています。窓口を用意してありますので御請求ください。
また、東京都のホームページからもダウンロードできます。）

② **添付する書類**

ア 図面等（付近案内図、仕様書、デザイン図（着色したもの）、設計図（配置図、建築物の立面図及び屋上平面図を含みます。）、配線図（ネオン使用の場合）等）

イ 屋外広告物安全点検報告書（変更の場合のみ）

（広告塔・広告板・アーチ・装飾街路灯に限る。なお、一定規模の広告塔・広告板及びアーチ並びに装飾街路灯の場合は、屋外広告物管理者による点検結果の確認が必要となりますので 34 ページを参照してください。）

（令和 8 年 4 月 1 日から点検報告書の様式、点検時期及び添付する写真が変更になりましたので御注意ください。詳しくは東京都屋外広告物のホームページを御覧ください。）

ウ 承諾書（他人が所有する土地・建物等に表示等をする場合）

エ 委任状（広告主が申請手続を他人に委任する場合）

オ マンセル値を表示した広告物の意匠図（文化財庭園等の周囲で知事の指定した区域に表示等をする広告物等に限ります。）

カ 屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書（車体利用広告、知事の指定する地下歩行者道等に表示等をする広告物等に限ります。ただし、特に必要のない場合もありますので窓口で御確認ください。）

(2) 継続の場合

許可期間は広告物の種類によって決まっています。期限後も引き続き表示等をされる場合は、期間が満了する 10 日前までに継続の手続をしてください（提出先は、新規・変更の場合と同じ窓口です）。なお、申請に必要な書類は、新規の場合と同様に**各 2 通**です。

- ① **許可申請書**

② **添付する書類**

ア 図面（付近案内図のみとなります。）

イ 広告物のカラー写真（サービスサイズ程度で 3 か月以内に撮影されたもの）

ウ 屋外広告物安全点検報告書（上記（1）②イにおける変更の場合と同じ。）

エ 承諾書

オ 委任状

}（上記（1）②ウ・エと同じ。必要な場合に添付してください。）

(3) 総表示面積の規制〈総量規制〉（条例第 22 条。19 ページ参照）に該当する場合

近隣商業地域及び商業地域内にある高さが 10m を超える建築物に広告物等を表示するときは、建築物の壁面の状況が分かる図面（現に壁面又は屋上に広告物があるときは、位置及

び表示面積の分かるもの) と、その表示広告物のカラー写真が必要となります。

(4) 申請者の変更又は広告物等の撤去の場合

申請者の住所、氏名等を変更した場合は**屋外広告物広告主等変更届**を提出してください。

また、既に表示等をされている広告物等を除却したときは、**屋外広告物除却届**を所管の屋外広告物取扱窓口へ提出してください（郵送可）。

(5) 広告物等の許可を受けた場合

広告主は、許可期間・許可番号等を表示した標識票を、広告物や敷地内の見やすい箇所に貼り付けてください。その状況を写真等に記録し、**標識票の貼付け状況の報告**を提出してください。

7 許可権者

(1) 23区・島しょ地区の許可権者

広告物等の表示等をしようとする場所が区や島しょ地区の場合、許可権者は区長又は支庁長となります。

(2) 多摩地区の市町村の許可権者

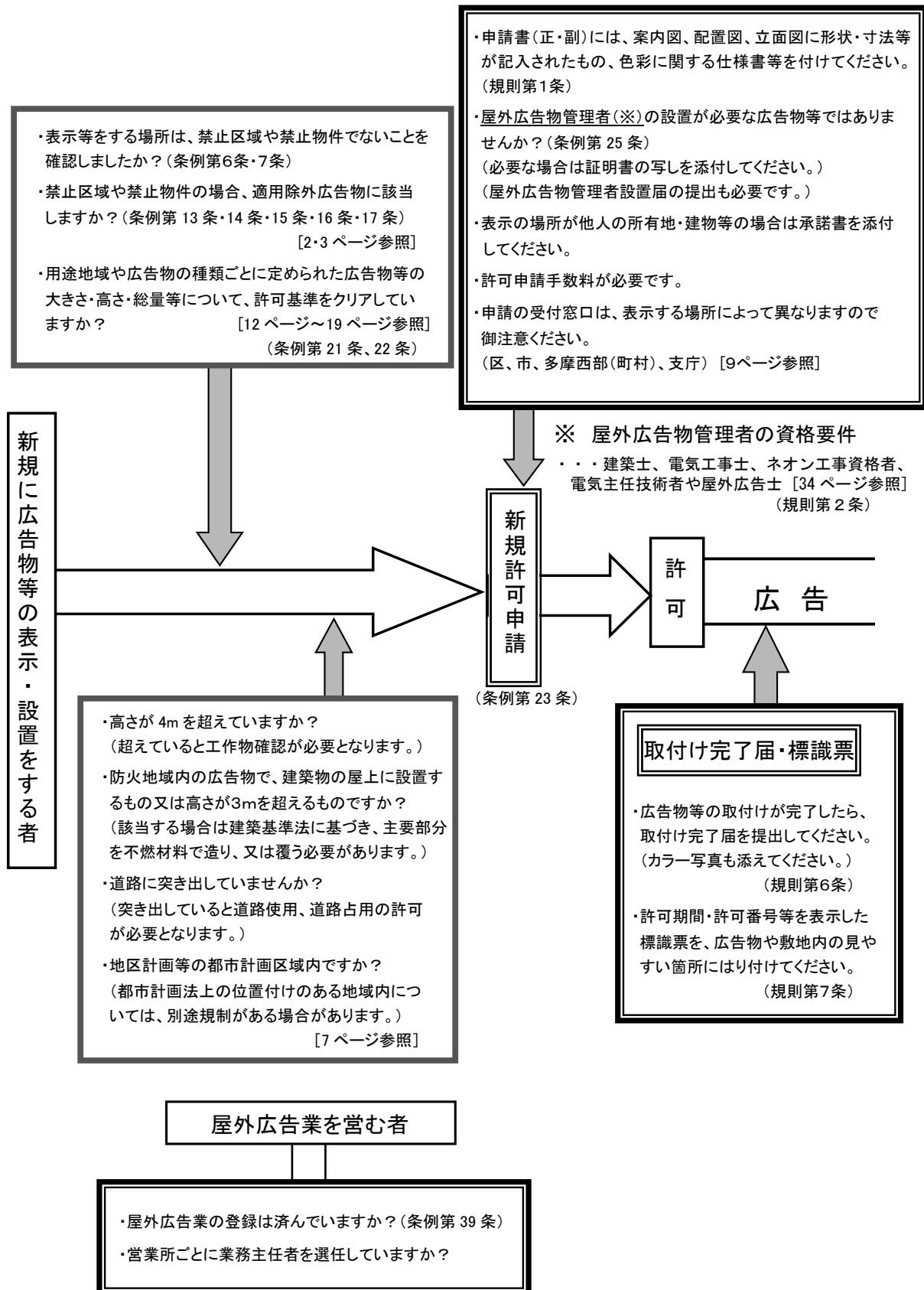
広告物等の表示等をしようとする場所が多摩地域の市町村の場合、広告物の種類によって下記の表のとおり許可権者が異なります。同じ場所にある広告物等でも、それぞれに申請書を分けて 96 ページ及び 97 ページの屋外広告物取扱窓口へ提出してください。

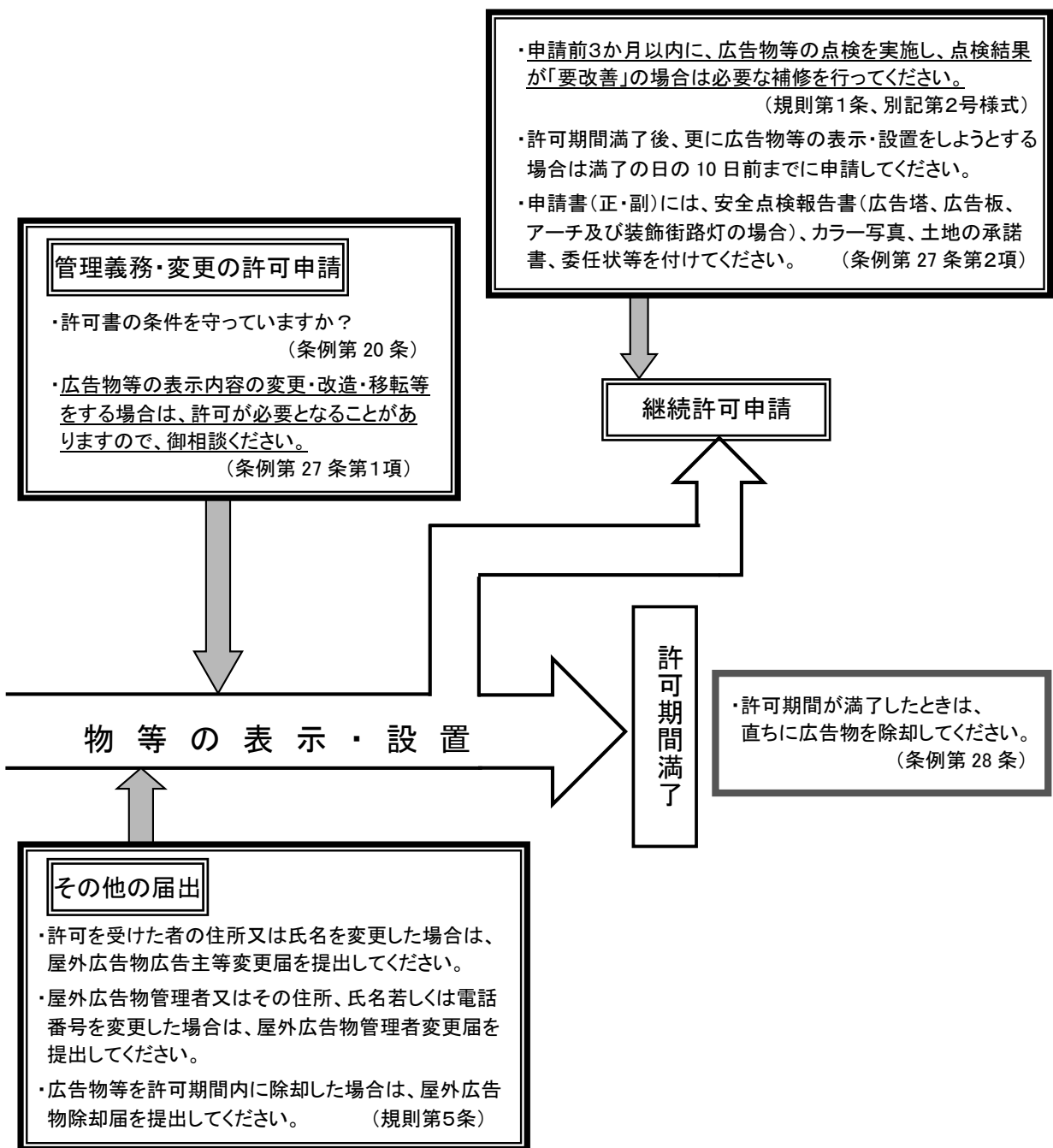
八王子市については、中核市への移行により、全て八王子市長が許可を行います。町田市については、令和 6 年 10 月 1 日から、景観行政団体として独自の条例を施行したため、全て町田市長が許可を行います。

許可権者 広告物の種類		市長（八王子市長、町田市市長を除く。） 瑞穂町長（町、村については下欄※）	多摩建築指導事務所長
広 告 板	屋 上 地 上	×	○
	壁 面	表示面積 20 ㎡以下のもの	表示面積 20 ㎡を超えるもの
	突 出	① 1 面の表示面積が 10 ㎡以下のもの	① 1 面の表示面積が 10 ㎡を超えるもの
		② 3 面以上は総面積 20 ㎡以下のもの	② 3 面以上は総面積 20 ㎡を超えるもの
プロジェクションマッピング		×	○
広告塔		屋上階高・地盤面から高さ 2 m 以下のもの	屋上階高・地盤面から高さ 2 m を超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	○
広告幕、立看板等、広告 旗、はり紙、はり札等		○	×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	○
屋外広告物表示・設置 届の受理		×	○

※ 西多摩郡の町村（瑞穂町を除く。）については、多摩建築指導事務所長が許可します。

屋外広告物の許可申請のフローチャート





監督処分	○許可の取消し (条例第 31 条) ・許可した広告物等が景観風致を著しく害する又は公衆に危害を及ぼすおそれのあるときや、許可申請書に虚偽の事項があったときは、許可を取り消すことがあります。 ○行政措置命令 (条例第 31・32 条) ・許可申請書に虚偽の事項があったとき等又は条例・規則に違反しているときは、改修、移転、除却、その他必要な措置を命じることがあります。 ○指導及び立入検査 (条例第 51 条 54 条、65 条・66 条) ・必要により指導、助言、勧告や立入検査又は報告を求めることがあります。 ○罰則 (条例第 68 条・69 条・70 条・71 条) ・条例違反について、刑罰(30万円以下又は20万円以下)の罰金又は過料(5万円以下)を科せられることがあります。
-------------	---